

令和 8 年 8 月 30 日発行



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

法人ニュース ゆざわ



キキョウ 花言葉「永遠の愛」

2026
第27号

発行所 公益社団法人 湯沢法人会

〒012-0826 湯沢市柳町一丁目 1-13
(湯沢商工会議所内)

TEL 0183-78-0211 FAX 0183-55-8205

令和8年度 第14回定時総会



6 / 3 第14回定時総会が湯沢グランドホテルを会場に湯沢税務署長様はじめ関係団体の方々をお迎えし開催された。

審議事項では令和7年度の収支決算が承認された。報告事項として令和8年度の事業計画並びに収支予算の報告があった。事業計画では、税務行政のデジタル化（e-Tax・ALL e-Tax・キャッシュレス納付・デジタルインボイスの普及・利用に向けた周知活動を積極的に推進することとした。



6 / 22 青年部会報告会

湯沢ロイヤルホテルを会場に開催され、令和7年度の事業報告と令和8年度の事業計画が承認された。また、3月末で卒業された6名の方々よりそれぞれご挨拶をいただきました。

卒業生（折原大樹・佐藤慶太・松江大輔・山内 圭 高橋伴仁・竹谷伸人 以上6名）（敬称略）



6 / 24 女性部会報告会

ニュー千寿苑を会場に開催され、高嶋部会長より、昨年湯沢で開催された県女連合同研修会の御礼と今年度事業、特に「税の絵はがきコンクール」への協力要請があった。また、4 / 16埼玉アリーナで開催された女性フォーラムの報告（下段）があった。

第20回法人会全国女性フォーラム埼玉大会

【参加報告】 公益社団法人 湯沢法人会
女性部会長 高嶋江美子



4 / 16 埼玉のソニックシティで行われた第20回全国女性フォーラムに参加してきました。

今回のテーマは、「彩の国から輝く未来へ ～女性が創る新時代～」テーマには変化の激しい現代社会において、女性リーダーがいかにしなやかに、かつ力強く次代を切り拓いていくべきかという決意が込められているそうです。大会の幕開けには、世界大会でも優勝経験のあるジャズダンスパフォーマンスチームによる「VIOLET」の力強いダンスが披露されました。

記念講演では秩父市出身の落語家、林家たい平さんによる”笑い”をテーマに「笑顔のもとに笑顔が集まる」と題し、”笑点”では師匠たちとの思いや落語家を目指すきっかけなど熱く語っていました。特に目の前の人たちに喜んでもらう、笑顔になってもらうことをモットーに頑張っている姿勢が印象に残っています。この後の大会式典では多くのご来賓のもと盛大に開催され、各単位会の部会長さんと情報交換を大いに交わすことのできた大会でした。





ごあいさつ

湯沢税務署長 菅 原 久

この度の定期人事異動で湯沢税務署長を拝命しました菅原でございます。秋田県内の勤務は二度目でございますので、前任の佐藤署長同様の御厚情を賜りますようよろしくお願いいたします。

公益社団法人湯沢法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、公正で健全な税制実現のため、税制改正に関する提言を行っていただいているほか、決算説明会をはじめとした各種研修会や、次代を担う小学生が税の役割を正しく理解するために租税教室の開催と税に関する絵はがきコンクールの実施など、あらゆる場面で税知識の普及、納税意識の高揚に御尽力いただいていると伺っております。

鈴木会長はじめ役員並びに会員の皆様の活動に敬意を表し、これまでの税務行政の円滑な運営に対する御理解と多大なる御支援に感謝申し上げますとともに、今後とも、より一層の連携・協調をお願いいたします。

国税庁におきましては、税務行政デジタル化の一環として、事業者の業務デジタル化を促進し、社会全体のDXを推進していくこととしております。

税務関係を起点とした場合、キャッシュレス納付を含めたe-Taxの利用や、ペポルインボイスの導入といったことが考えられます。特に、令和9年1月に提出していただく給与所得の源泉徴収票につきましては、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書をeLTAXにより提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされますので、従業員の方がマイナポータル連携することにより給与所得の情報が自動で入力され、簡単・便利に確定申告書が作成できるようになるメリットもあることから、法人会の皆様におかれましては、会社経営の効率化のためにも、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、公益社団法人湯沢法人会の益々の御発展と会員企業の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念申し上げ、着任の御挨拶とさせていただきます。

すが 原 久

(56歳、出身地：宮城県登米市)

令和8年7月	現職
令和7年7月	盛岡税務署 副署長
令和6年7月	仙台国税局 酒類業調整官
令和3年7月	仙台国税局 酒類業調整官（山形税務署派遣）
令和2年7月	仙台国税局 会計課課長補佐

事業者の皆さまへ



令和9年1月から 源泉徴収票の 提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に
提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

エルタックス **eLTAX** を使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！

提出先が多すぎて、
手間もコストも
かかって大変です…！



どうしたらもっと
効率的に提出
できますか…？



すでに！

約70%が
エルタックス
eLTAX を
利用して提出!!



まだまだあります!eLTAXで提出するメリット!

☑個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を 電子データで受けとれます!

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑従業員の確定申告がさらに便利に!

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報が
マイナポータル連携の対象となります!

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大

24時間365日電子申告・電子納付等ができます!
※メンテナンス時間を除く

GビズIDログイン機能の実装

eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、
以後はGビズIDでログインできます!

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか?

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票と
まとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、
税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか?

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の
調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、
従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか?

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)
※給与情報を正しく連携するため、マイナナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないよう
ご注意ください。

参考
リンク



制度改正の
内容について
(国税庁ホームページ)



eLTAXの
利用方法について
(地方税共同機構
ホームページ)



給与情報の
マイナポータル連携
(国税庁ホームページ)



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部/
秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)
TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社

秋田支店/
秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2022

法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、
保険料が割安な集団扱いへ変更ができます!

- 1 | 簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*がん保険、医療保険、退職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください!

(引受保険会社)

Aflac アフラック 秋田支社

〒010-0001 秋田県秋田市中通 2-4-19 商工中金・日進秋田ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

**会員証
シール**

法人税確定申告書を提出する際に右記法人会会員シールを切抜き
別表一の下欄中央に張付して提出してください。

※別表一（申告書提出用の正本）

会員証 **h** (公社)湯沢法人会

←キリトリ線